



感震ブレイカー 購入費用を一部補助

地震による住宅の出火や延焼火災防止に向け、感震ブレイカー購入費用を一部補助します(上限5千円)。

対象地域 小川西町一〜五丁目、小川東町、小川東町一〜五丁目、学園西町一〜三丁目、学園東町、学園東町一〜三丁目、上水新町一〜三丁目、上水南町一〜四丁目

申請方法 問合せ先(市役所3階)または小平市HP(ID116518)にある申請書を問合せ先へ

なお、12月28日(土)まで、木造住宅密集地域の木造住宅を対象に、東京都が感震ブレイカーを無償配布しています。詳しくは、東京都出火防止対策促進事業コールセンター(☎0120(888)289)にお問い合わせください。

防災危機管理課 ☎042(346)9519

審議会などの 委員を募集

文化財保護審議会
教育委員会の附属機関として、文化財の保護・活用に関する調査・研究、審議します。

応募資格 次のすべてに該当する方
▽市内在住の18歳以上
▽文化財に関わりがあり、深い関心がある

▽年4回程度、平日の午後市役所などで開催する審議会などに出席できる

※ほかの審議会などの公募委員は応募できません。

募集人数 3人
任期 令和7年4月1日〜令和9年3月31日

報酬 1万2千円(予定日額)
申1月6日(月)までに、「これからの文化財の保護と活用のあり方について」をテーマにした作文(800字程度)

耐震・バリアフリー・省エネ改修をした住宅の 固定資産税を減額

固定資産税の減額措置を受けるに

耐震改修	
対象	▷昭和57年1月1日以前に建築された住宅 ▷現行の耐震基準に適合させるよう一定の要件を満たし(耐震基準適合工事の証明が必要)、改修工事に要した費用が50万円を超える耐震改修を施工
期間	改修工事が完了した年の翌年度分
減税額	1戸当たり120㎡の床面積相当分までの家屋にかかる固定資産税の2分の1を減額 ※1
バリアフリー改修 ※2	
対象	▷新築された日から10年以上を経過した住宅 ▷改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下であること ▷65歳以上の方、要介護または要支援認定を受けている方、障がいのある方のいずれかが居住している ▷一定の要件を満たし、改修工事に要した費用(補助金を除く)が50万円を超えるバリアフリー改修を施工
期間	改修工事が完了した年の翌年度分
減税額	1戸当たり100㎡の床面積相当分(賃貸部分を除く)までの家屋にかかる固定資産税の3分の1を減額
省エネ改修 ※2	
対象	▷平成26年4月1日以前に建築された住宅 ▷改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下であること ▷一定の要件を満たし(省エネ基準適合工事の証明が必要)、改修工事に要した費用(補助金を除く)が60万円を超える省エネ改修など(窓の断熱性を高める改修工事が必須)を施工
期間	改修工事が完了した年の翌年度分
減税額	1戸当たり120㎡の床面積相当分(賃貸部分を除く)までの家屋にかかる固定資産税の3分の1を減額 ※1

※1 耐震改修または省エネ改修された住宅が認定長期優良住宅に該当することとなり、かつ一定の要件を満たした場合、固定資産税の3分の2を減額します。
※2 バリアフリー改修と省エネ改修をした場合のみ、重複して減額の適用が受けられません。

度)に、住所、氏名、性別、年齢、電話番号、専門分野を記入のうえ、問合せ先へ(送付・FAX・電子メール可)

※原稿は返却しません。

※委員は選考審査会で決定し、結果を2月下旬に全員に通知します。また、委員の氏名は、小平市HPなどで公開します。

問 文化スポーツ課 ☎042(346)9501、FAX ☎042(346)9575、E-mail: ikasai@city.kodaira.lg.jp

北多摩北部地域保健医療協議会
地域の保健医療サービスのあり方などを検討します。

応募資格 小平・東村山・清瀬・東久留米・西東京市在住の令和7年4月1日時点で18歳以上の方(都職員および当該地域の市職員を除く)

募集人数 3人以上

会社員のための確定申告 休日無料相談会

医療費控除・住宅ローン控除などの確定申告の相談ができます。

日 1月25日、2月2日の土曜・日曜日
午前10時〜午後4時

※時間制限があります。複雑な相談は、別途有償で税理士へご相談ください。

場 東京税理士会東村山支部
申 申込書をFAXで問合せ先へ(送付可)
※ 申込書はHPからダウンロードできます。

東村山税務署からの お知らせ

東村山税務署の駐車場
1月から4月下旬までは、確定申告会場となるため、駐車できません(身体障がい者用駐車場を除く)。また、署外の臨時駐車場の設置もありません。来署の際は、公共交通機関をご利用ください。

任期 最長2年
申 1月24日(金)まで(消印有効)に、「感染症や食の安全などの健康に関する課題に取り組み、安心して心身ともに健やかな生活を送るために、地域でできること、協議会委員として提案したいこと」をテーマにした作文(1千2百字以内)と、住所、氏名、年齢、性別、職業、電話番号を問合せ先へ(送付・電子メール可)

※詳しくは、HPをご覧ください。

HP 多摩小平保健所
問 多摩小平保健所(〒187-0002 花小金井1-31-24) ☎042(450)3111(内線311)、FAX 53504@section.metro.tokyo.jp



スマホで確定申告
自宅などからスマートフォンやパソコンを利用して、確定申告書を作成、提出することができます。また、マイナンバー連携による自動入力もご利用ください。詳しくは、HPをご覧ください。

国税の納付はキャッシュ納付
金融機関や税務署の窓口に行く必要がない、キャッシュレス納付をご利用ください。詳しくは、HPをご覧ください。

HP 国税庁
問 東村山税務署 ☎042(394)6811

償却資産の申告は 1月31日(金)までに

市内で事業を営んでいる法人や個人の方は、その事業のために用いる機械や設備などの資産の取得価格・取得年月などを、毎年申告する必要があります。

これらの事業用資産は償却資産と

議は、委員がテレビ会議システムで出席する会議で、会場のモニターで傍聴できます。なお、インターネットでの傍聴はできません。

会議録は後日、市政資料コーナー、小平市HPでご覧になれます。

公共施設マネジメント推進委員会(WEB会議)
日 12月16日(月) 午後2時から
場 市役所地下会議室
定 10人
申 当日、会場へ(申込み多数の場合は抽選)

入札等監視委員会
日 12月20日(金) 午前10時から
場 市役所5階505会議室
定 10人程度
申 当日、午前9時40分から、会場受付(申込み多数の場合は抽選)

地域公共交通会議
日 12月20日(金) 午後2時から
場 市役所3階庁議室
定 10人

呼ばれ、土地、家屋とともに固定資産税の対象になります。

償却資産は、所得税や法人税の確定申告で損金または必要経費として減価償却費を計上するもののうち、土地、家屋、自動車税などの対象車両を除くすべての事業用資産です。

駐車場の舗装路面、フェンス工事、アパートなどの外構工事や店舗の内装工事なども償却資産になる場合があります。

対象者には、12月上旬に申告書を発送します。令和7年1月1日現在の事業用資産の所有状況を、1月31日(金)までに申告してください。

※申告の対象となる資産など、詳しくは小平市HP(ID7535)をご覧ください。

※申告書が届かない方や新たに事業を始めた方は、お問い合わせください。

※E-LETTERS(地方税ポータルシステム)で電子申告できます。
問 税務課 ☎042(346)9525

12月〜1月 土地の現況調査にご協力を

固定資産税・都市計画税を課税するにあたり、土地の利用状況などを

先で受付(先着順)
問 教育総務課 ☎042(346)9568
問 介護保険運営協議会
日 12月19日(木) 午後2時から
場 福祉会館4階小ホール
定 5人
申 当日、会場へ(先着順)
問 高齢者支援課 ☎042(346)982

入札等監視委員会
日 12月20日(金) 午前10時から
場 市役所5階505会議室
定 10人程度
申 当日、午前9時40分から、会場受付(申込み多数の場合は抽選)

地域公共交通会議
日 12月20日(金) 午後2時から
場 市役所3階庁議室
定 10人

確認するために実施します。期間中、必要に応じて利用状況の調査や、敷地への立ち入りをする場合があります。

※調査時、職員は固定資産評価補助員証を携帯しています。
問 税務課 ☎042(346)9524

令和7・8年度 小額随意契約 事業者登録を受付

市が発注する工事請負、物品供給・業務委託などの契約のうち、内容が軽易な小額契約を希望する事業者登録の申請を受け付けます。

▽東京電子自治体共同運営の電子調

申 当日、午後1時40分から、会場受付(先着順)
問 公共交通課 ☎042(346)9814
問 国史跡鈴木遺跡整備基本計画検討委員会
日 12月25日(水) 午後2時から
場 鈴木遺跡資料館展示室
定 3人
申 当日、会場へ(申込み多数の場合は抽選)

文化スポーツ課 ☎042(346)9501

緑化推進委員会
日 12月25日(水) 午後3時〜5時
場 中央公民館講座室2
定 10人
申 当日、午後2時40分から、会場受付(先着順)
問 水と緑と公園課 ☎042(346)9830

達サービスに事業者登録をしていない
▽市内に本店または主たる営業所を置き、小平市のみ事業者登録を希望する
▽フランチャイズチェーンなどで本部があり、店舗運営を行っている事業者でない
契約できる範囲 ▽工事請負：予定価格30万円未満
▽物品供給・業務委託など：予定価格10万円未満
▽物品供給・業務委託など：予定価格30万円未満

※入札(電子入札を含む)および電子入札サービスを利用して行う見積もり合わせには参加できません。
申 1月14日(火)から24日(金)までに、申請書などを問合せ先へ
※申請書は、12月5日(木)から1月24日(金)まで、問合せ先(市役所3階)で配布しているほか、小平市HP(ID116566)からダウンロードもできます。
問 契約検査課 ☎042(346)9517

鈴木遺跡資料館 臨時休館

日 12月25日(水)
問 文化スポーツ課 ☎042(346)9501